

瑞 企 第 101号
平成21年 6月 5日

個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水 野 光 二

このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	ASPサービス方式総合行政情報システム導入による財団法人岐阜県市町村行政情報センター間とのネットワーク結合による情報提供について
諮問の趣旨及び理由	<p>現在使用しているCS住民情報システムから総合行政情報システムにシステム更新を行う計画です。</p> <p>総合行政情報システムについてはASPサービス方式として財団法人岐阜県市町村行政情報センターが提供するサービスであり、大垣市にあるデータセンターにサーバ等が配置される予定です。</p> <p>サーバと瑞浪市間、サーバと財団法人岐阜県市町村行政情報センター間をネットワーク接続し、システムの運用・保守・出力他の委託業務を行う運用となりますので、“オンライン結合による情報提供”について瑞浪市個人情報保護条例 第12条第2項に基づき審査会に諮問します。</p> <p>データセンターに保管および、財団法人岐阜県市町村行政情報センターが委託業務等で使用する情報</p> <p>住民情報（氏名・生年月日・住所等、住民基本台帳で所有している情報及びそれに順ずる情報 他） 税情報（土地建物の評価及び所有情報 他） 国民健康保険情報（国民健康保険に関する情報） 水道情報（上下水道の加入、料金等の情報） 後期高齢者情報（後期高齢者医療に関する情報） 市営住宅情報（入居者、使用料金等に関する情報） 児童手当・児童扶養手当・福祉関係手当等の情報 財務会計（予算管理、執行、備品管理等の情報） 人事給与情報（職員の人事、給与等の情報） 他 財団法人岐阜県市町村行政情報センターのシステムを使用し、委託業務として処理委託を行うことに必要な情報</p>
担当部課等	企画政策課 南波 昇 内線336
備考	

添付書類

- 1 ネットワーク接続図
- 2 総合行政情報システム

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会
会長職務代理 横田直和

平成21年6月5日付け瑞企第101号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

ASPサービス方式総合行政情報システム導入による財団法人岐阜県市町村行政情報センター間とのネットワーク結合による情報提供について

2. 答申の内容

ASPサービス方式総合行政情報システム導入による財団法人岐阜県市町村行政情報センターが提供するデータセンターとのオンライン結合については、行政執行業務運用の効率化に繋がるため「公益上の必要がある」と認める。

財団法人岐阜県市町村行政情報センターは、岐阜県と県内全市町村が会員加入しており、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けるなど信頼できる団体であり、瑞浪市個人情報保護条例第12条第1項中の「個人の権利利益を侵害するおそれがない」と認める。

○データセンターに保管および、財団法人岐阜県市町村行政情報センターが委託業務等で使用する情報

住民情報（氏名・生年月日・住所等、住民基本台帳で所有している情報及びそれに順ずる情報 他）

税情報（土地建物の評価及び所有情報 他）

国民健康保険情報（国民健康保険に関する情報）

水道情報（上下水道の加入、料金等の情報）

後期高齢者情報（後期高齢者医療に関する情報）

市営住宅情報（入居者、使用料金等に関する情報）

児童手当・児童扶養手当・福祉関係手当等の情報

財務会計（予算管理、執行、備品管理等の情報）

人事給与情報（職員の人事、給与等の情報）

他 財団法人岐阜県市町村行政情報センターのシステムを使用し、委託業務として処理委託を行うことに必要な情報